

中野市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

①内容・位置づけ(P1)

◆新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、中野市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画及び長野県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく市町村行動計画に位置付けられる。

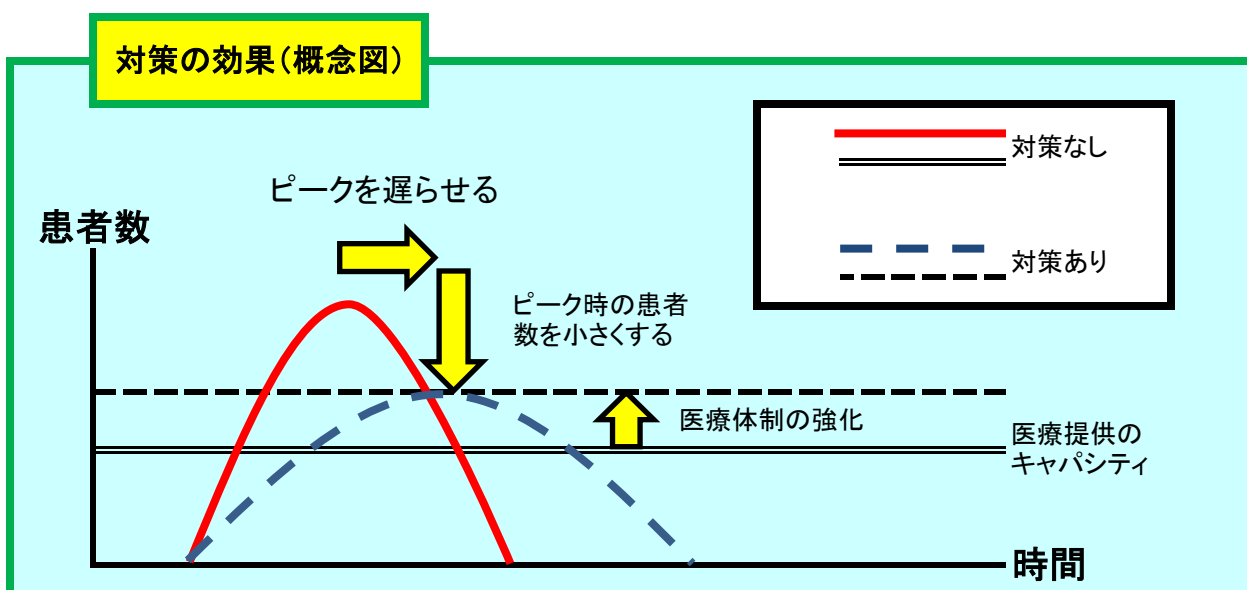
②対策の目的と戦略(P3~P4)

◆感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。(P3)

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチンが製造されるまでの時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数を少なくし、医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数が医療機関の受け入れ能力を超えないようにする。
- ・新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定する。

◆市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。(P4)

- ・地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画を作成・実施し、医療提供の業務及び市民生活・市民経済の安定に関係する業務の維持を図る。



【発生段階(P4~P5)】

発生段階(国)	発生段階(県・市)	状 態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生期早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生期早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が確認できなくなった状態
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態